

維持保全計画書 参考様式①（鉄骨造戸建の例）

住宅の所在地(住居表示)：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町●丁目△番地〇〇

部位	現況検査 チェック シート No	主な点検項目	劣化が確認された 項目について、 その内容	劣化箇所の補修内容 (補修を行わない 場合はその理由)	今回劣化箇所の補修 を行わなかった場合 の対応時期	点検の時期	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容
構造 躯体	基礎 コンクリート基 礎立ち上がり	[1] [9]	ひび割れ、欠損、沈下、換気口のふさがり、錆び・腐食、蟻道、等	周囲の木部の打診検査を行 い、蟻害のないことを確 認、周辺・床下・地盤全面 に防蟻剤散布	-	1、2、5、10、15、20、25、30 年		建替え時に取替
	土台 土台	[8]	基礎からのすれ・浮き、断面欠損、錆び・腐食、表面の劣化、等	評価基準「劣化対策」において「維持保全の強化」により基 準適合となる場合、対象部位の点検強化内容を記載する。 例 外壁の軸組等で維持保全強化を選択すると、土台、床・ 床組、軸組で点検間隔を1年以内とする必要がある。			(維持保全の強化) 1年ごとに点検、2 年目の点検で健全であれば1、2、5、 10、15、20、25、30年時期に点検	建替え時に取替
	床・床組 大引き、床束、 根太	[7] [8]	腐朽・錆び、蟻害、傾斜、たわみ、床鳴 り、振動、等	(維持保全の強化) 1年ごとに点検、2 年目の点検で健全であれば1、2、5、 10、15、20、25、30年時期に点検			10年で防腐・防蟻処理	20年で全面取替を検討
	軸組 柱、プレース等	[6]	傾斜、腐食・錆び、断面欠損、等	(維持保全の強化) 1年ごとに点検、2 年目の点検で健全であれば1、2、5、 10、15、20、25、30年時期に点検				建替え時に取替
	小屋組 母屋、トラス、 梁	[5]	雨漏り等の跡、ひび割れ、欠損、錆・腐 食、たわみ、等	雨漏り跡が確認された場合、雨漏りの原因と考えられる劣 化事象は、今回のリフォームで補修することが必要。 雨漏りの原因となり得る劣化事象でも、部位が遠く離れて いるなど、雨漏りの原因ではないと確実に判断できる場合は、 将来対応とすることが可能。			10、20、30年	建替え時に取替
屋根 ・外壁 ・開口部 等	屋根 スレート葺き	[3]	すれ、はがれ、浮き、われ、雨漏り、変 形、等	スレート表面の劣化	屋根面の塗装	5、10、15、20（葺替）、25、30 年		20年で全面葺き替えを検討
	外壁 サイディング壁 (窯業系)	[2]	割れ、欠損、剥がれ、シーリング材の破 断、等	外壁東面にシーリング の欠損	東面2階内壁にみられた 漏りの原因と推定。シーリ ングの打ち直し実施	3年内に補修	3、6、12、15（全面補修）、18、 21、24、27、30年	3年でトップコート吹替 え
	雨樋 雨樋	[3]	破損、詰まり、はすれ、ひび、軒樋の垂れ 下がり	外壁東面で一部脱落	交換及び固定器具の更新		3、7（取替）、10、14（取替）、 17、21（取替）、24、30年	7年で全面取替を検討
	軒裏 軒裏天井	[2]	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ、ひび割れ				3、6、12、15（取替）、18、21、 24、27、30年	15年で全面取替を検討
	開口部 室外に面する開 口部	[2]	建具周辺の隙間、建具の開閉不良、等	東面の窓に開閉不良	窓の立て付け直し、密閉で きることを確認		5、10、15、20（取替）、25、30 年	20年で全面取替を検討
	バルコニー 支持部材、床、 防水	[4]	支持部材・床のぐらつき・ひび割れ・劣 化、防水層の劣化、水切り金具の不具合				5、10、15、20（取替）、25、30 年	20年で全面取替を検討
	天井・内壁 天井面、内壁面	[5] [6]	雨漏り跡、腐朽、腐食、蟻害	東面2階の内壁面に雨漏 り跡	内壁面の補修、雨漏りの原 因と考えられる開口部、雨 樋の補修を実施		1、3、5、10、15、20、25、30年	20年で全面取替を検討
設備	水管 水管	[10]	漏水、赤水、供給流量の不足など	インスペクションで指摘され た劣化事象についてはそ の内容を記載する。			5、10、15、20（取替）、25、30 年	水漏れは直ちに補修
	排水管 排水管	[10]	漏水、排水の滞留	リフォーム工事後の仕上げが変わった場 合、仕上げも記載。 今回のリフォーム時に補修を行わない 場合は、その理由を明記すること。			5、10、15、20（取替）、25、30 年	水漏れは直ちに補修
	リホーム工事 前の仕上げを 記載する。 換気ダクト	[10]	換気ダクトの脱落	○現況検査チェックシートNO欄は参考として記載したもので、住宅の 状況により別の項目から反映すべきこともあり得る。			5、10、15、20（取替）、25、30 年	20年で全面取替を検討

- 地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行つものとする。
- 各点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うものとする。
- 構造躯体等の劣化対策について新築基準と異なる基準を適用した場合にあっては、1年ごとに点検を行い、点検の結果を踏まえ、著しい劣化事象が認められない場合に点検の間隔を徐々に伸ばすものとする。（維持保全の強化）
- 各点検において、劣化の状況等に応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- 計画の変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- 点検の時期は、新築時点からではなくリフォームを実施した時点からの年数で記載するものとする。
- 設備配管等の水漏れは直ちに補修